

## 平成22年度契約点検結果【主な見直し事例 競争性のない随意契約】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	契約名称	契約方式	随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由	随意契約によることとした理由	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
1	救命救急センター開設工事	随意契約	契約の性質又は目的が競争に適さないとき 【会計細則第52条第6号】	4階病棟を改修して救命救急センターを開設することから、騒音の発生による上下階への影響を少なくするためにも、厳しい時間的の下に早急に施工完了する必要があり、当院の建物の構造等を熟知した元施工業者しか対応できる業者がいなかっため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元施工業者しか対応できない工事とは思えないことから、一般競争入札の可能性を検討すること。</li> <li>・より適正な予定価格の算定のため、他業者の見積額についても参考とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元施工業者に限定せず、可能な限り一般競争入札を実施する。</li> <li>・他業者の見積額を参考に、予定価格の算定を行う。</li> </ul>
2	救急車1台購入	随意契約	災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき 【会計細則第52条第1号】	患者搬送において安全性が確保されないおそれがあり、緊急に調達しなければ業務に支障をきたすため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性から随意契約はやむを得ないと考える。</li> <li>・運転走行上の危険が伴うこと、中古車は結果的に早期の買い換えになることも考えられることから、特に1台しか有していない病院については、計画的に整備する必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障により医療安全や診療に直ちに影響を及ぼすものについては、計画的に整備する。</li> </ul>
3	事務所原状回復工事	随意契約	契約の性質又は目的が競争に適さないとき 【会計細則第52条第6号】	事務所の賃貸借契約において、契約相手方が原状回復工事の施工者を指定することができるとされているため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約はやむを得ないと考える。</li> <li>・指定業者であっても、提出された工事費用の見積金額の妥当性について検証は必要である。</li> <li>・賃貸借契約書上においても、価格検証できるようにすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約であっても、他業者の見積額を参考に予定価格の算定を行い、契約金額の妥当性を検証する。</li> <li>・施工業者が相手方によって指定される場合には、工事費用を検証できる条項を契約書に加えられるよう検討する。</li> </ul>

## 平成22年度契約点検結果【主な見直し事例 1者応札】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	契約名称	契約方式	1者応札だった理由として 考えられること	今後、同じ契約を実施する 場合の1者応札対策案	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容
1	システム基盤機能設計・開発及び13分野研究システム移行作業の調達一式	一般競争契約	業者にヒアリングしたところ、応札しなかった理由は次のとおり。 ・システム移行作業は、できないものではないが、現有システムの詳細なプログラム及びトラブル対応について責任を負うことができない。 ・トラブル対応までの金額を考えると、現有システム会社に到底及ばない。	既存システムの移行作業に伴うトラブル対応を避けて応札しなかったものであるが、調達内容を詳細に把握しないまま辞退したことも考えられるため、今後のシステム調達に当たっては、説明会を(場合によっては複数回)開催することとした。	・特にシステムの調達に当たっては、説明会を(場合によっては複数回)開催する。 ・特定の業者しか見積価格が算出できない場合には、仕様が限定されていないか確認する。 ・仕様書の作成に当たり、業者から意見を聴取する場合には、多数の業者から意見を聞くことで競争が働く仕様とする。	
2	検査システム一式	一般競争契約	公告は、官報、ホームページ及び院内掲示により周知し、公告期間も確保した。また、仕様書の作成に当たっては、検査科と話し合い、特定のメーカーに有利にならないように注意を払ったが、結果として1者応札となつた。	今後、同種の調達に当たっては、対応できる業者の有無を徹底して調査する。	・入札説明書を取りに来たのが1メーカーの代理店1社のみであったことから、積極的に他メーカーの代理店に声かけする等、競争が働くように努められたい。	・事前に1者応札が予想される場合には、積極的に応札可能な業者に声かけし、競争が働くように努める。
3	全自动血液凝固分析装置一式リース	一般競争契約	入札説明書は6社に配付したが、1者応札となつた原因は不明。 機器及びメーカーは特に限定していない。	今後、同種の調達に当たっては、事前確認公募を実施、競争性の有無を検証する。	・複数者が入札説明書を取りに来ているにも関わらず1者応札になつていていることから、その理由の把握に努めること。	・入札説明書を複数者が取りに来ながら1者応札となつた場合には、業者にヒアリングするなど、理由の把握に努める。
4	ガンマカメラシステム一式のファイナンスリース	一般競争契約	公告は、官報、ホームページ及び院内掲示公告により周知し、入札説明書は8社に配付したが、1者応札となつた原因は不明	官報公告は、必要最低限の40日しか確保しなかつたため、今後は更に公告期間を確保する。 また、業者への声かけもより一層積極的に行う。	・複数者が入札説明書を取りに来ているにも関わらず1者応札になつていていることから、その理由の把握に努めること。	・入札説明書を複数者が取りに来ながら1者応札となつた場合には、業者にヒアリングするなど、理由の把握に努める。
5	便座クリーナー一式	一般競争契約	公告したが、入札説明書の受け取りは1社のみ。結果として1者応札となつたが、明確な理由は不明	1者応札となつた場合の理由の把握に努める。	・落札率が48.2%と低いが、調達台数250台というスケールメリットが予定価格に見込まれてなかったことが原因と思われる。 ・250台調達ということを前面に出した公告とした方が、業者には魅力的であり、複数応札につながったのではないか。 ・公告期間は11日間設けてはいるが、もう少し確保することが望ましい。	・予定価格の算定に当たっては、より適正な積算に努める。 ・公告については、期間を十分に確保するとともに、調達内容が業者に対してわかりやすく伝わるように工夫する。

	契約名称	契約方式	1者応札だった理由として 考えられること	今後、同じ契約を実施する 場合の1者応札対策案	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容
6	滅菌・洗浄システム一式	一般総合	入札説明書は3社が取りに来たが、整備する品目が多岐にわたっていたので、業者によっては扱えない品目があったものと考えられる。	分割して調達することで、コスト的メリットが発生し、かつ、納品及び納品後の保守において支障が生じないと考えられる場合は、分割での調達を検討する。	・年末年始の限られた期間内で機器更新を終わらせたいという事情があり、やむを得ない面もあるが、競争を生むためにも、システムをいくつかに分割して競争に付すなど工夫の余地があつたのではないか。	・内容が多岐にわたる調達に当たっては、コスト的メリットと業務への影響とのバランスを考慮した上で、分割して調達することも検討する。
7	屋上壁面サイン(3面)新設工事	一般競争 契約	見積書を微取した地元業者は、機構の競争参加資格を持っておらず、資格申請に必要な経営事項審査も受けていなかったため、申請してくることもなかった。また、病院新築時に施工した大手業者は、金額的に高くなりそうとのことで、応札してこなかった。	地元業者にも競争参加資格を取得し、入札に参加してもらうよう早期の情報提供に努める。	・地元の看板業者に参考見積りを依頼しているが、入札に参加するのは建築業者であり、依頼先として適切でない。 ・入札に必要な資格要件を十分に吟味する必要もある。 ・入札に係る情報提供も建築業者に対して行うべきである。	・参考見積りの依頼先及び入札に係る情報提供先については、応札につながるように適切な相手に対して行う。 ・入札参加資格については、案件毎に個別に十分吟味する。
8	無菌治療室工事	一般競争 契約	図面は当院で準備し、複数者に資料配付・説明を行ったが、いずれの業者も空調機取扱業者であり、附帯工事に対応すると金額的に不利になるため応札しなかったものと思われる。 応札者は、当院の竣工時に空調設備を施工した業者のみの1者となつた。	詳細図面を準備し、当院の配管設備等に精通していないても参加しやすくなるよう工夫する。また、今回の入札では、公告期間が10日と短かったことから、公告期間の確保に努めていく。	・競争参加資格としている経営事項審査の総合評点の基準の設定が高いのではないか。 ・公告日がお盆時期であり、公告期間も11日間と短めであったことから、日程設定等の改善が必要である。	・競争参加資格要件として基準設定をする場合には、予定価格等調達内容に対して適切なものとなるように注意する。 ・公告期間については、お盆や年末年始等に配慮するとともに、十分な期間を確保する。
9	教室その他天井貼替工事	一般競争 契約	入札公告による情報提供が十分で無かつたものと思われる。	公告期間が確保されていなかったことから、今後の調達に当たっては、公告の早期掲載・公告期間の確保に努める。	・公告期間が8日間しか確保されておらず不十分である。 ・業者からの質問に対する回答が、入札書受領期限の5時間前であるため、業者にとって回答を価格に反映させる日程的余裕がない。 ・ホームページのトップページから調達情報を見つけるのに時間がかかるため、構成を工夫されたい。	・公告期間を十分に確保する。 ・業者からの質問に対する回答期日は、業者が回答を入札価格に反映できるだけの日程的余裕を確保する。 ・ホームページの調達情報は、業者が必要な情報に容易にたどり着けるよう構成を工夫する。

平成22年度契約事前点検結果【主な見直し事例】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	契約名称	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の 契約方式を実施する理由	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的内容	新規 案件
1	労災疾病等13分野システムに係るクライアントパソコン等の調達一式	一般競争契約	—	・ハードのみの調達ではあるが、医療用と一般用が混在しており、全て取り扱える業者が限定されるおそれがあるため、区分して調達することも検討すること。 ・機能証明書の提出を求めていたが、業者の負担が大きいように感じられたため配慮願いたい。	・調達内容が多岐にわたり、業者が限定されるおそれがある場合には、分割して調達することを検討する。 ・提出書類を求める場合には、業者に過多な負担が生じないように配慮する。	○
2	経皮的循環補助システム一式	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
3	生体情報モニター式	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
4	ラバロ用ビデオスコープセット一式	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
5	散瞳型眼底カメラシステム一式	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
6	除細動器一式	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
7	高圧受変電設備精密点検	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
8	クリーンベンチ点検及びフィルター交換作業	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○

	契約名称	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の 契約方式を実施する理由	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容	新規 案件
9	医療ガスアウトレット本体部交換作業	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
10	オーダリングシステム保守	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
11	腹部超音波診断システム一式借入	一般競争契約	—	・見込まれるメーカー2社に対応した仕様となっており、競争に期待したい。	—	○
12	手術室映像監視システム更新工事	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
13	中央集塵設備修理及びフィルター交換工事	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
14	自家用電気設備保守	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
15	自動ジェット式超音波洗浄装置一式	一般競争契約	—	・入札公告と入札説明書の日付に整合性をもつこと。 ・入札説明書受領業者数から、複数応札に期待。	—	○
16	救急棟設計業務	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○
17	救急棟建設に伴う地質調査	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは適切と判断する。	—	○

	契約名称	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の 契約方式を実施する理由	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容	新規 案件
18	健診システム一式	随意契約 (見積合せ無)	本契約は、平成22年11月から稼働した電子カルテシステムのオプションとして健診システムを追加する契約である。 健診システムは、企業健診と職員健診を行う上で必要なシステムであり、このデータを診療に有効活用するためには、電子カルテシステムに追加し、互換性をもたせることで、健診データを電子カルテシステム内で共有させる必要がある。 また、別業者の健診システムを導入した場合、ハード面の調達や、各部門システムとのインターフェイス構築費用も余計に必要になる。	・随意契約はやむを得ないが、電子カルテ導入時に健診システムの必要性について検討していないかったことは反省してもらいたい。 ・他業者の健診システムの価格を調査するなどして、業者の言い値にならないように価格交渉に努めること。	・特に病院システムの調達に当たっては、事前検討の過程において、システム化の範囲や接続費用など漏れのないように十分に検討する。 ・随意契約であっても、他業者の見積額を参考に予定価格の算定を適切に行い、価格交渉に努める。	○
19	平成22事業年度財務諸表等作成に伴う退職給付に係る会計諸数値数理計算業務委託	随意契約 (見積合せ無)	厚生年金基金全体の年金債務を唯一把握しているため	・随意契約はやむを得ないと判断するが、価格面の妥当性は検証すること。	・価格面の妥当性について検証する。	
20	JR土地購入(1014. 51平方メートル)	随意契約 (見積合せ無)	土地の購入であり、契約の相手方が特定されているため。	・随意契約はやむを得ないと判断する。	—	